

平成28年度事業計画

1 事業の推進方策

(1) 農地中間管理事業

① 基本的な方向

将来に向けた効率的かつ安定的な農業経営の確立を図るため、農業経営基盤の強化策の重点的施策として、農地中間管理事業を活用した農用地の利用集積に取り組み2年が経過した。

28年度、国は新規集積への取組強化を鮮明にしている。中山間地が70%を超える本県において、地域農業を支えてきた農家は大半が零細・兼業農家であり、農地に対する愛着も強く、担い手農家等への円滑な農地集積推進には多くの課題を抱えている。

本県農業は担い手の高齢化や新規担い手不足など喫緊の課題を抱えており、将来に向けて地域農業を守り健全性を保つためには、意欲的な担い手への農地集積は避けて通れない重要な課題である。県、市町とさらに連携を図り、体制強化や制度普及の推進などにより農地中間管理事業の活用促進に全力で取り組む。

② 重点的取り組み事項

ア 27年度借受希望応募者に対するマッチングの促進

- ・28年度マッチング予定及び賃借権設定時期未定の応募者について、振興局、市町と進捗状況等に関し密接に情報共有しながら、個別マッチングに積極的に取り組む。未定の応募者に対しては、公社駐在員等により農地バンク等を活用して出し手の発掘に努めるとともに、農地集積担い手交付金事業（県単独事業）の活用を図る。

イ 農地中間管理事業活用重点地区の設定

- ・県が推進する人・農地プランの策定、見直し及び土地改良事業等を踏まえ、各市町における農地中間管理事業活用重点地区を選定し、目標集積面積、スケジュール等を設定して新規集積を着実に図る。

ウ 中核となる担い手への活用促進

- ・県と連携のもと、認定農業者や集落営農法人等に対し、農地中間管理事業を活用した農地集積、規模拡大を積極的に働きかける。

(2) 畜産公共等事業

食料自給率の向上を図る観点から、自給飼料の増産を通じた飼料自給率の向上を図ることが課題となっている。

畜産農家の減少が進行する中で、今後とも安定的な畜産物生産を図るためには、効率的かつ安定的な経営体（担い手）を育成し、これらの経営体が畜産物生産の相当分を担う望ましい畜産構造を確立する。

また、飼料生産基盤に活用することによる畜産主産地の形成を図ることを目的として次の事業を実施する。

ア 草地畜産基盤整備事業

(3) 担い手対策事業

中山間地の多い本県農業においては、特に高齢化による担い手不足と後継者不足が著しく、新たな担い手づくりに迫られている中、職業の一つとして農業法人等への雇用就農に青年や退職者の関心が高まっている。

県はこのような状況を好機ととらえ、専任職員を配置し、県内外の就農希望者に対し、各種情報の提供や支援体制を整備しサポートすることで、23年度より5年間で1000人の新規就農者を目標に取り組んできた。

当公社は、新規就農者の確保のため、県と連携するとともに、「豊の国農業人材育成基金事業」の目的である担い手の確保・育成対策として、次代を担う青少年を対象とした長期的・体系的な担い手対策を展開する。

また、県青年農業者等育成センターとして、「大分県農業経営総合対策事業」に基づいて、青年等の農業参入に必要な情報の提供等による担い手の確保・育成を図るため、県、市町村及び農業関係団体等と密接な連携をもとに、次の対策を実施する。

ア 担い手対策

就農希望者のニーズに応じた情報の提供やサポートのためには、各種事業を展開する関係機関と連携し、新規就農希望者に対する相談活動を行うとともに、農業に就業したい者を農作業の従業員を求めている先進農家等へ斡旋する無料職業紹介事業を積極的に展開し、担い手の確保・育成を図り、農業・農村の活性化に資する。

また、地域において、学童、少年等を対象に実施する農業体験学習に対し助成し、農業・農村の理解を深める。更に、若い農業者の農業経営等に関する活動に対し助成し、技術の向上及び地域の活性化を図る。

イ 青年就農者の確保対策

就農に向けて研修機関等において研修を受ける者に対して青年就農給付金(準備型)を給付することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増加を図る。

(4) 大規模リース団地整備支援対策事業

新たに施設型農業を目指す者や農業後継者の規模拡大を容易にするために、公社が事業主体となり栽培施設等を整備し、リースすることで、農業者の初期負担を軽減し、経営感覚の優れた企業的経営規模を有する農業者を確保するとともに、産地規模の拡大や競争力のある産地づくりを図る。

(5) 世界農業遺産継承事業

世界農業遺産は、社会や環境に長年適応しながら形作られた農業の土地利用や伝統的な農業文化、景観、生物多様性に富んだ地域を次世代へ継承することが目的とされている。

平成25年度には国東半島宇佐地域が世界農業遺産に認定されたことから、県下での世界農業遺産に関連する農業文化の継承や地域の活性化への取り組みを支援する組織に助成することで、農業遺産の次世代への継承を図る。

(6) 受託事業

大分農業文化公園及び大分県都市農村交流研修館については、平成28年度から引き続き5カ年間の指定管理を受託し、28年度はそのスタート年にあたる。

このため、公園の設置目的や指定管理者募集要項の趣旨並びに公共施設としての役割等を認識し、指定管理申請時に提案した三つの目指すべき姿、『農業・農村と消費者の架け橋』、『子供の笑顔がはじける憩いの場』、『県民に支えられともに育つ公園』の実現に向けた管理運営を行う。

具体的には、27年度に実施し好評だった県産農林産物を使った食のイベントを28年度は『食の祭典』として年4回開催し、食の楽しみと県産食材の美味しさを伝える。

また、将来の大分県を担う子どもたちに対して、植え付けから収穫・調理まで一貫して農業を学べる『子ども農業学校』を開講するとともに、県産材を使った遊具等を物産館内に整備し、子どもたちが木のぬくもりを感じられる木育ゾーンを常設するなど、農業・林業の魅力を発信する。

広大な敷地を活用した花の見どころ園づくりでは、世界的に評価を受けている椿園に続き、大分県が育成した落葉性ツツジの『紫三葉』や大分県の野山に自生する『ヤマアジサイ』を植栽し、入園者が見て感動できる見どころ園づくりを進める。

東九州自動車道の全線開通にともない山口県、福岡県、宮崎県からの入園者増が期待されるため、パンフレット等をこれまで以上に広域配布するとともに、新たな発信源としてSNSやフリーペーパーを活用する。

なお、国東半島宇佐地域の世界農業遺産については、農業文化公園を世界農業遺産学びのスタート地点として、シイタケの駒打ちなど関連講座の開講、展示コーナー、散策コースの充実、別府大学等と連携したPR活動、市町村と連携した散策ツアーづくり、七島イ等の加工品販売など、幅広い活動を行う。

都市農村交流研修館については、引き続き各種講座を実施するが子育て世代も参加しやすい託児サービスを新たに開始するとともに、県内の若い農山漁村女性が集い交流できる場づくりを行う。

公園、研修館とも目標達成に向け、利用者からの意見集約に努め、ニーズに的確に応えられるきめ細かな事業展開を行うとともにサービスの向上に向け職員研修を強化する。